

## 裁 決 書

審査請求人

住所〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

処 分 庁

うるま市長 中村 正人

(所管部課：財務部 納税課)

審査請求人が令和〇年〇月〇〇日に提起した、処分庁による令和〇年度〇期・〇期、令和〇年度〇期・〇期及び令和〇年度〇期市民税及び県民税の差押処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（うるま市審査請求R4-1。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を却下する。

#### 第1 事案の概要

- 1 令和〇年〇〇月〇〇日、処分庁は、審査請求人の勤め先を第三債務者とする同年〇〇月（〇〇月分）以降に支給される給与債権を差し押さえた。
- 2 令和〇年〇〇月〇〇日、処分庁は、審査請求人の第三債務者に対する令和〇年〇〇月分の給与債権（ただし、差押禁止額を除く。）を取立てた。
- 3 令和〇年〇月〇〇日、処分庁は、審査請求人が勤め先を令和〇年〇〇月〇〇日に退職したことから、本件処分を解除した。
- 4 令和〇年〇月〇〇日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、本件審査請求を提起した。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

- (1) 審査請求書の「4. 審査請求の理由」を参照するに、審査請求人は、①処分庁が分割納付の額が少額で納税相談を拒否し本件処分を行ったこと、及び②審査請求人が勤め先を退職することを知りながら処分庁は本件処分を行い生活を苦しめたこと、当該①②は違法であるから本件処分の取消しを求める、と主張しているものと考えられる。
- (2) 反論書の「反論の内容」を参照するに、審査請求人は本件処分によって生活が苦しくなった旨を主張しているものと考えられる。

### 2 処分庁の主張

- (1) 弁明書において処分庁は、審査請求人の主張①について、審査請求人の収入状況等が職権による換価の猶予の要件を満たすか確認するため、審査請求人の収入に関する資料の提出を求めた（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の5の2、うるま市税条例（平成17年うるま市条例第45号）第11条第3項第1号及び第2号）ところ、審査請求人は本件処分時まで処分庁に資料を提出した事実はなく、当該資料を提出しなければ職権による換価の猶予の要件を満たすか判断できず、分割納付を認めることができない旨を審査請求人に説明しており、相談を拒否した事実はないと主張している。
- (2) また、弁明書において処分庁は、審査請求人の主張②について、審査請求人の生活を苦しめたことは不知としながらも、本件処分について法定されている手続は適正に行われているから違法ではないと主張している。
- (3) さらに、弁明書において処分庁は、審査請求人が取消しを求めている本件処分は、本件審査請求の提起日において既に解除されており、存在していないから、審査請求人には本件処分の取消しを求める法律上の利益（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第9条）を有しておらず、本件審査請求は却下すべきであると主張している。

## 第3 理由

### 1 処分についての審査請求の要件

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条は、行政庁の処分に不服がある者は、処分についての審査請求をすることができると規定している。この「不服がある者」とは、当該処分について不服申立てをする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解される（最判昭和53年3月14日）。
- (2) ところで、本件処分のような給与債権の差押えは債権差押処分であり、第三債務者に対する滞納者への弁済の禁止、滞納者に対する被差押債権の処分の禁止及び徴収

職員に対する取立権の付与という法的効果を有する（国税徴収法（昭和34年法律第147号）第62条第2項、第67条第1項）。

そして、当該債権差押処分が解除（国税徴収法第79条、第80条）されると、上記の法的効果は当然に消滅する。

(3) したがって、債権差押処分を解除し債権差押処分の法的効果がなくなった後においては、当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存在しないものと解される。

## 2 認定事実

本件処分について、審査請求人の主張並びに処分庁の主張及び提出物件から、以下の事実が認められる。

(1) 審査請求人は、本件処分に係る滞納市税等について納期限までに完納しなかった。

(2) 処分庁は、審査請求人に対して、本件処分に係る滞納市税等について督促状を発送したが、発送日から起算して10日を経過した日までに本件処分に係る滞納市税等について完納されなかった。

(3) 処分庁は、本件処分を起案及び決裁のうえ、令和〇年〇〇月〇〇日に第三債務者に債権差押通知書を送達して、本件処分を執行した。

(4) 処分庁は、審査請求人が第三債務者たる勤務先を退職したことから、令和〇年〇月〇〇日、本件処分を解除した。

(5) 審査請求人は、令和〇年〇月〇〇日、審査庁うるま市長に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

## 3 判断

本件審査請求について、上記1の処分についての審査請求の要件に上記2の認定事実を照らし検討すると、処分庁は本件処分を本件審査請求提起前に解除していることから、債権差押処分たる本件処分の法的効果は、本件審査請求提起時において既に消滅していることが認められ、回復すべき法律上の利益を有していないことは明らかである。

そして、実体法上、本件処分の解除後においても本件処分がなされたことを理由として、滞納者に法律上の不利益を課する旨の規定は存在しない。

したがって、本件審査請求は、既に法的効果が消滅した処分に対して行われたものであり、処分の取消しを求める法律上の利益がない。

## 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は行政不服審査法に基づく要件を欠くものとして不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年8月18日

審査庁 うるま市長 中村 正人

## 教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、うるま市を被告として（訴訟においてうるま市を代表する者はうるま市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。